

出生時育児休業給付の受給資格確認

出生時育児休業給付金の支給申請



育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限り、）が12か月以上ある場合に、育児休業給付の受給資格が確認されます。

1. 提出書類と添付書類

- **雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書**
 - ・記載内容の確認できる賃金台帳、出勤簿等の書類
- **育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書**
 - ※ 被保険者の方のマイナンバーを記載して提出してください
 - ・被保険者が事業主に提出した（出生時）育児休業申出書
 - ・母子手帳の分娩予定日が記載されたページの写し
 - ・母子手帳の出生届出済証明書のページの写し
 - ・出生時育児休業給付支給申請の記載内容を確認できる出勤簿・賃金台帳等の書類

- ・ **提出先**： 事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ **提出期限**： 子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から提出可能となり、当該日の2ヶ月を経過する月の末日が提出期限。

※休業期間を対象とする賃金がある場合は、当該賃金が支払われた後に提出してください
- ・ **支給方法**： 支給決定された場合、お届け出の金融機関口座へ支給決定後、約1週間で入金

※ 場合によっては、上記の必要書類以外に追加で書類の提出を依頼することもあります。あらかじめ、ご了承ください。

〒669-1531 三田市天神1-5-25
神戸公共職業安定所 三田出張所 業務係
TEL 079-563-8609